

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ マイレージ無料航空券は一時所得に

Q : マイレージサービスの経済的利益についての課税関係が明らかにされたそうですが、どのように取り扱われるのでしょうか。

A : 原則として一時所得になります。

【解説】

マイレージサービスは、購入した航空券の区間距離を基準にポイントが加算され、貯まったポイントに応じて、無料航空券等がサービスされるというものです。

昨年10月に国税庁課税部によってまとめられた「所得税関係質疑応答事例集」のなかで、マイレージカードの経済的利益についての見解が示されています。

事例集では、「いわゆるマイレージカードのポイントに応じて得た経済的利益は、一種の値引きと考えられ、課税関係は生じないものと取り扱ってよいか」という照会に対し、回答は「法人からの贈与と認められることから、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除き、一時所得の総収入金額に算入されることになる」としています。

また、「所得税法では経済的利益も収入金額と捉えているが、単にポイントが加算される段階では具体的に金品の給付が確定しているわけではないので、ポイントを基とする具体的な給付があったときの所得と認識するのが相当である」としています。

ただ、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他の一時所得も加算して、特別控除額を超える場合に所得税が課税されることになります。

